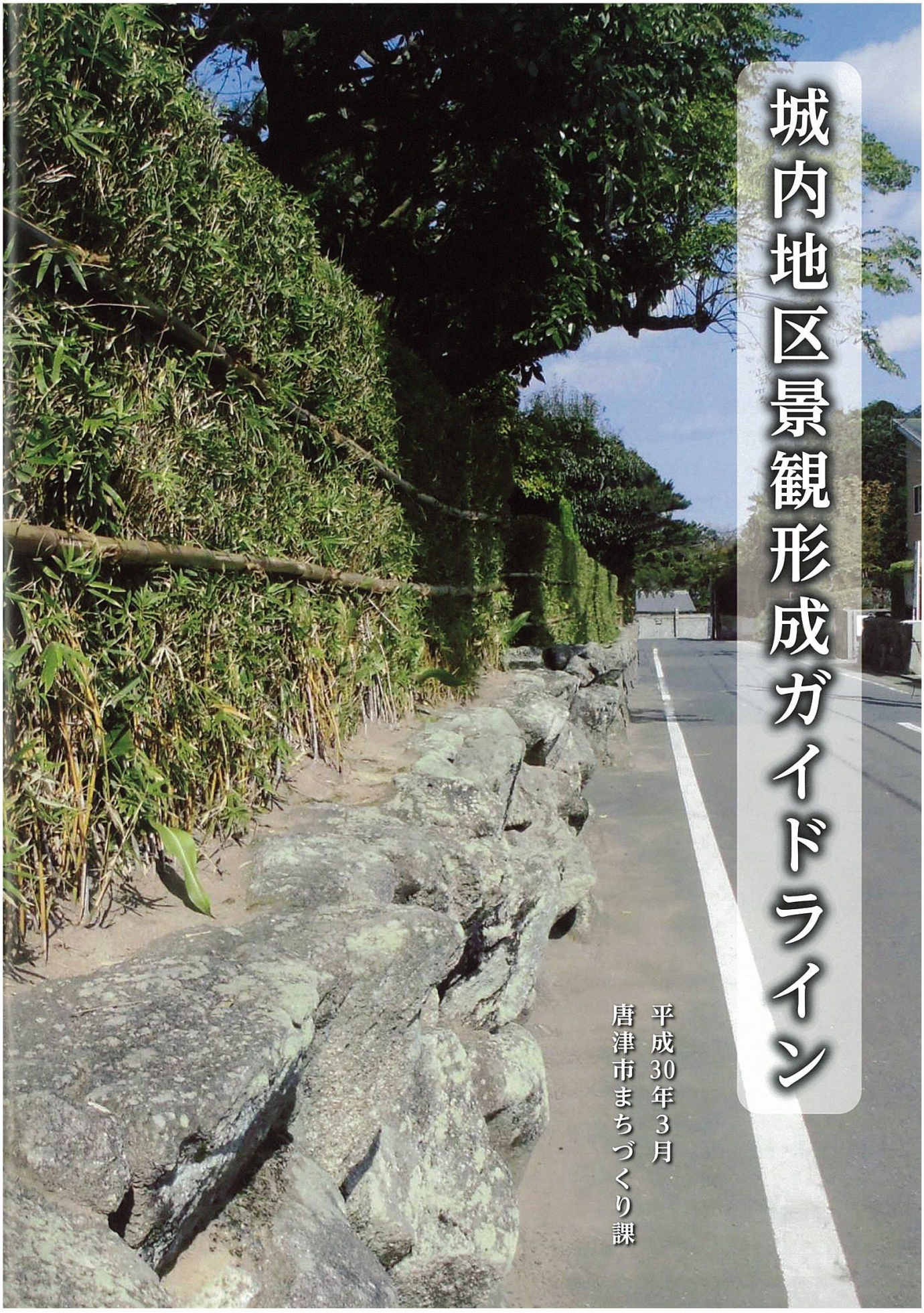

城内地区景観形成ガイドライン

平成30年3月

唐津市まちづくり課

唐津城・唐津城下町としての歴史や文化、伝統を兼ね備える城内地区・曳山通りは、石垣や塀、町家の軒の連なり、敷地からあふれ出る緑などから、往時の風情を感じさせる町並みが今なお随所に残っています。また、本市を象徴する伝統行事である「唐津くんち」が毎年行われ、曳山が通る町並みの景観は唐津固有の文化の表れと言っても過言ではありません。現在では本市の中心市街地としての都市機能を担っており、市民や来訪者にとって本市を代表する地区となっています。

このガイドラインは、このような城内地区・曳山通りの今後の景観まちづくりの方向性を示しており、建築行為・開発行為等の景観のルールを分かりやすく示しています。策定にあたっては、多くの市民、有識者の方々とともに議論を積み重ね、城内地区・曳山通りのより良い景観形成に向けて、官民が協働で取り組むことができる内容となりました。今後のガイドラインの運用により、市民の皆さんの景観への意識が益々高まり、また他の市民への拡がりを持ち、官民協働による、より良い景観形成、そして将来の地域活性化へと結び付いていくことを目指します。

城内地区景観形成ガイドライン

目　　次

１．景観形成とは ----------1
２．城内地区・曳山通りの景観まちづくりの範囲 ----------1
３．城内地区・曳山通りの景観について ----------2
４．景観まちづくりのテーマと景観形成方針 ----------3～6
５．景観形成の取組み ----------7
６．届出対象行為と町内住民の理解 ----------8
７．運用の流れ ----------9
８．景観を守る取組み ----------10～11
（１）景観形成基準 ----------12
（２）景観形成基準の解説 ----------13～18
（３）町内住民の理解（周辺の景観との調和）の解説 -----19～20
９．景観をつくり育てる取組み ----------21
（１）推奨基準 ----------22
（２）推奨基準の解説 ----------23～28
10. 助成基準 ----------29
11. 看板の景観配慮事項 ----------30
（１）看板の景観配慮の考え方 ----------30
（２）今後の方針 ----------31
12. 歴史的・文化的景観資源等の保存・活用に関する事項 ---32

1 景観形成とは

まちの姿は、個人の土地や建物（民有空間）と、道路や公園などの公共の施設（公共空間）から成り立っています。民有空間においても建物の外観、庭先、玄関前などは、まちの景観のイメージを左右する重要な空間です。このような「半公共空間」を対象とし、周囲の景観や住環境に配慮して、城内地区・曳山通りらしい美しい佇まいを守り、つくり、誇りや親しみ、愛着を持てるまちをつくっていくことが景観形成の中心となります。

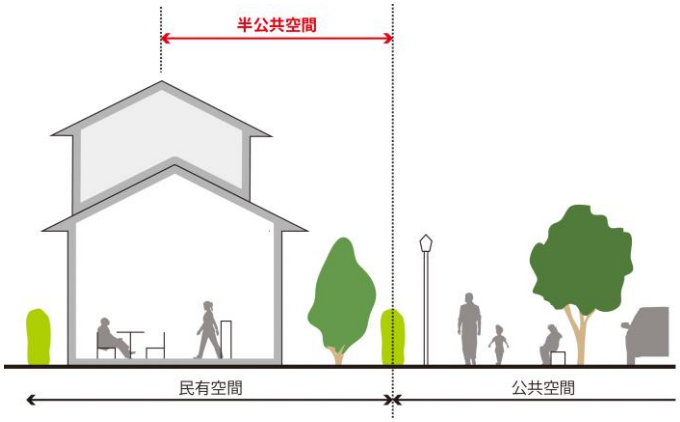

2 城内地区・曳山通りの景観まちづくりの範囲

唐津城・唐津城下町として形成され、築城当時からの歴史的佇まいを感じさせる以下の範囲を、城内地区・曳山通りの景観まちづくりの対象範囲とします。

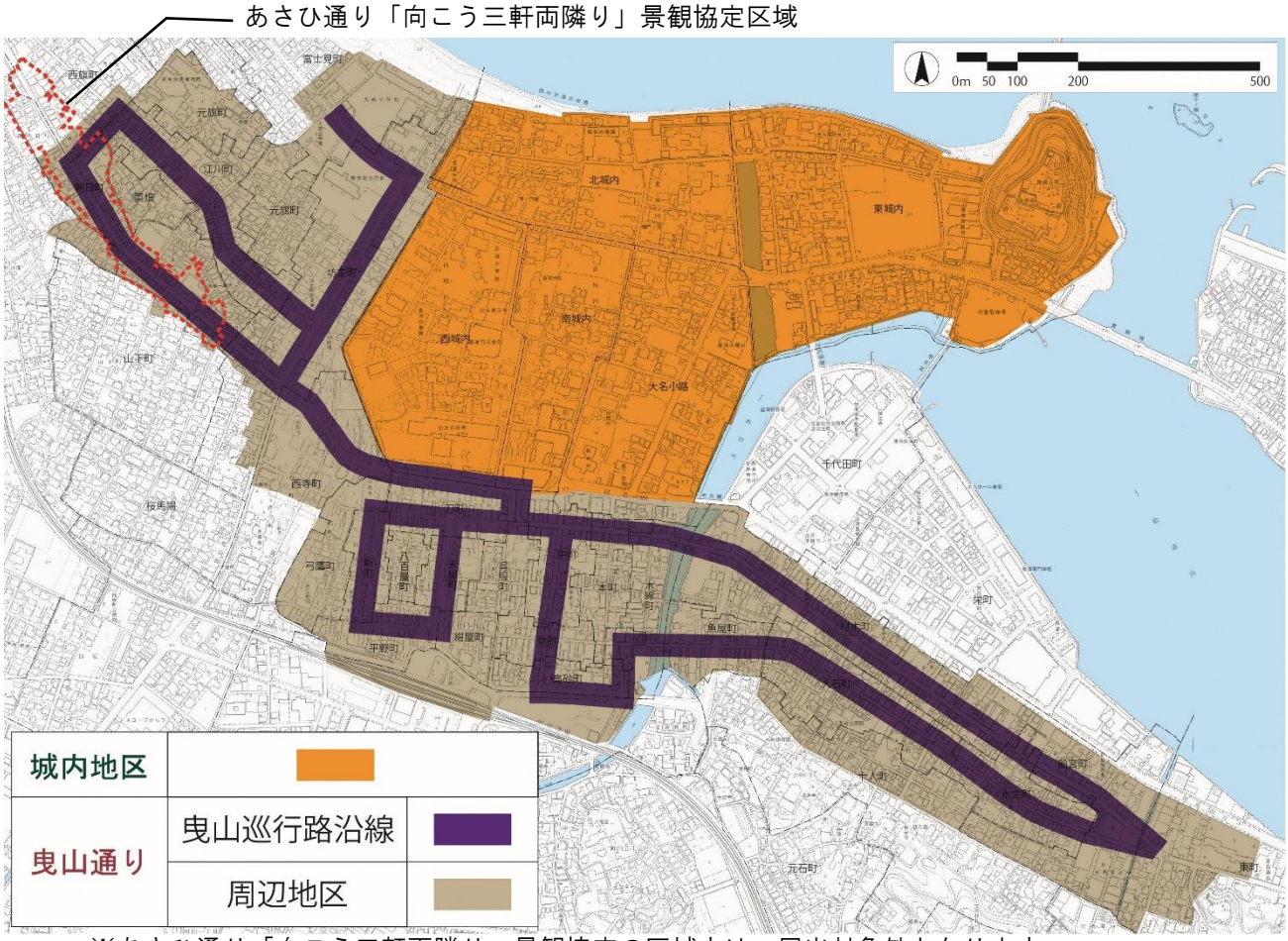

※あさひ通り「向こう三軒両隣り」景観協定の区域内は、届出対象外となります。

3 城内地区・曳山通りの景観について

城内地区・曳山通りの景観からは以下のような魅力が感じられます。

＜　城内地区の魅力　＞

・静かで落ち着きのある街で、住み心地が良い
・歴史的な資源が残り城下町の雰囲気があるため唐津の観光の拠点となっている
・唐津神社の緑をはじめ古くから残る庭木の大木や笹垣など緑豊かな地区
・代々受け継がれ住み続けている住民が多く地区に愛着や誇りを持っている

ゆとりのある城内地区らしい住宅

唐津城が見える石垣の道

敷地からあふれ出す緑

＜　曳山通りの魅力　＞

・歴史的な建物が残り下屋が連なる狭い路地が曳山を引き立たせる
・唐津くんちにまつわる文化と町内の強い団結力が受け継がれている
・唐津城や町田川が望める場所、街角に残る恵比須さんやお堀など歴史的な風情が感じられる資源が随所に残る
・中町のまちなみ整備など暮らしや観光に資する整備に取り組まれている

下屋の連なる狭い路地

歴史的な建造物

統一性のある商業地のファサード

しかし、、、

・駐車場や空き地により失われる町並みの連続性
・徐々にまちから失われていく緑
・乱立する多様なデザインの建物や看板・・・

受け継がれてきた城内地区･曳山通りの佇まいを守り、つくり、育て、次の世代に美しい景観を引き継いでいくことが必要です。

4 景観まちづくりのテーマと景観形成方針

城内地区・曳山通りの景観まちづくりのテーマ

城内地区・曳山通りならではの佇（たたず）まいを守り、つくり、育て、

賑わいの創出につなぐ景観まちづくり

城内地区・曳山通りは、唐津城が築城された当時からの区画・町割や、町名等が色濃く残り、石垣や塀、町家の軒の連なり、敷地からあふれ出る緑が、城下町としての風情を感じさせる地区です。また、本市を象徴する伝統行事であり、ユネスコ無形文化遺産に登録された「唐津くんち」の曳山が通る町並み景観は唐津固有の文化の表れとして大切に継承すべきものです。両地区は本市の中心市街地としての都市機能を担っており、市民や来訪者にとって本市を代表する場所となっています。

城内地区・曳山通りでは、これまでこの地域ならではの伝統文化や歴史に配慮した暮らしや商売の営みが受け継がれ、その結果として昔ながらの町並み景観が残されてきました。しかし、近年では多種多様なデザインの建物や看板の乱立による景観の乱れや、駐車場や空き地の増加と緑の減少による町並みの連続性の消失が見られます。こうした課題に対応するために、町並み全体の調和を図るための必ず守る景観形成のルール、町並みの連続性をつくり育てるための推奨ルールと助成支援の制度を導入し、城内地区・曳山通りらしい景観を後世に引き継いでいきます。

また、城内地区・曳山通りは、これまでのマンション問題や歴史的建造物の保存運動などに見られるように、地域の皆様の景観への愛着が深く、関心が高い地区でもあります。そこで、一定規模以上の建築行為に関して、上記の基準や助成制度に基づく協議プロセスに地域の皆様にも参加していただくことで、地域の景観に関して住民の方々の意向が効力を持つ仕組みを導入します。

受け継がれてきた城内地区・曳山通りの景観を、次の世代にしっかりと引き継いでいくための仕組みを定めることで、より良い景観形成を目指し、今後の地域の活性化、文化の継承、地域コミュニティの維持へと結び付けていくことを目指します。

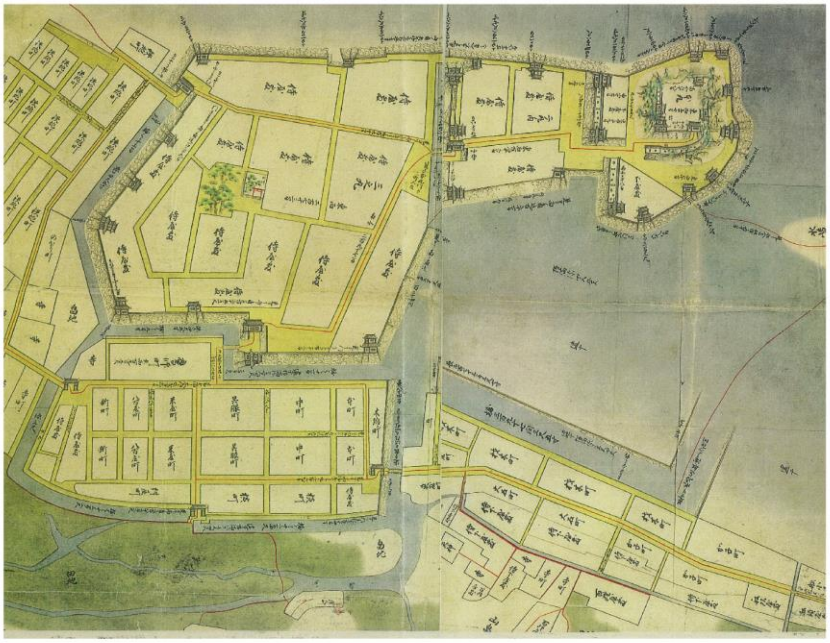

明神横小路

― 城内地区の景観形成方針 ―

落ち着きと風格のある城内の佇まいを守り、つくり、育てる。

昔からの区画・町割りに残る土塀

・唐津城が築城された当初から残る区画・町割りを保全するとともに、城内の町並みを形成している石垣や笹垣を残しながら、城下町の佇まいが感じられる沿道景観を形成する。

・城内地区の象徴であり、観光の拠点でもある唐津城への眺望や唐津城からの景観を損ねないよう配慮する。

地区の象徴である唐津城

・二の門堀や町田川沿いの対岸など、水辺と石垣の景観を継承し、美しく整える。

・唐津神社や旧高取邸などの緑を継承するとともに、緑豊かな潤いのある城内地区を形成する。

二の門掘の水辺景観

・門、塀、生垣等の設置を推進し、通りの連続性を図る。

・旧高取邸などの歴史的・文化的資源と連携し、市民や来訪者が足を運びたくなるような景観形成を進め、賑わいづくりにつなげていく。

旧高取邸（国指定重要文化財）

城内地区の伝統的な笹垣

緑豊かな唐津神社

コラム　現在も残る唐津城築城当時の区画・町割りの保全

城内地区・曳山通りは、唐津城が築城された当時からの区画・町割りが色濃く残っています。その大きな特徴は、主要な通りや水路の軸線が東西南北の山や島々に向けられた「山アテ」により形成されていることです。現在では通りの軸線の先に大きな建物等が立地しており日常的には感じにくくなっておりますが、低層の建物が連続していた往時においては、山や島がランドマークとして象徴的な存在になっていたことをうかがい知ることができます。

― 城内地区の将来像 ―

住宅地の将来イメージ

主要幹線道路沿いの将来イメージ

昔からの区画・町割り（明神横小路）

5 景観形成の取組み

唐津市景観計画の重点区域に指定されている城内地区では、建築行為・開発行為等に対して、景観法及び唐津市景観まちづくり条例により景観形成の基準を定めています。この基準は**「景観を守る取組み」**と**「景観をつくり育てる取組み」**の２つの取組みで成り立っています。また、制度化はされていませんが、看板や公共施設の景観配慮や、歴史的建造物の保存・活用も景観形成において重要な取組みです。

市民･事業者･行政のそれぞれが、これらの取組みを積極的に進めていくことにより、城内地区における良好な景観形成を図っていきます。

建築行為・開発行為等の景観配慮に関する取組み

景観を守る取組み

景観形成基準（必ず守る基準）

地域の町並みの調和を図るために色に関する基準を定めています。

①屋根の色
②外壁の色
③設備（太陽光パネル）の色
④自動販売機・電柱などの色

＋

町内住民の理解（周辺景観との調和）

マンションの建設など一定規模以上の建築行為などは住民説明会を開催する必要があります。

詳しくはｐ10へ

景観をつくり育てる取組み

推奨基準

より良い景観をつくり育てていくための推奨基準を定めています。

※推奨基準は必ず守らなければならないルールではありません。

＋ 補助金制度を制定します。

助成支援

推奨基準のうち費用負担が大きいものには、補助金制度を制定し助成支援を行います。

詳しくはｐ21へ

＋

看板等の景観配慮に関する取組み

公共施設の景観配慮に関する取組み

歴史的建造物の保存と活用

6 届出対象行為と町内住民の理解

①届出対象行為

城内地区において、以下の行為を行う場合は、市役所に事前に届出が必要です。

表1　届出対象行為

建築物 工作物	**規模にかかわらず次の全ての行為** ・新築（新設）、増築、改築、移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 ただし、通常望見できない場所に設置する工作物の建設等、個人の専用住宅及び兼用住宅の敷地に設置する当該住宅のための電気供給又は有線電気通信のための電線路及び支持物で高さが７ｍ未満のものの建設等を除く
開発行為	開発区域の面積が 3,000 ㎡以上のもの
その他	駐車場の整地など、土地の形質の変更等で行為に係る面積が 100 ㎡以上のもの
	樹高 10m 以上のものの伐採

※車庫は建築物に該当します。

※工作物は、塀、門、室外機、自動販売機、電柱、街路灯、カーブミラー柱等のことです。

※右図のように太陽光パネルを設置する場合、周囲の道路から見える場所が「通常望見できる場所」となります。逆に、隣地などからしか見えない場所について「通常望見できない場所」となります。

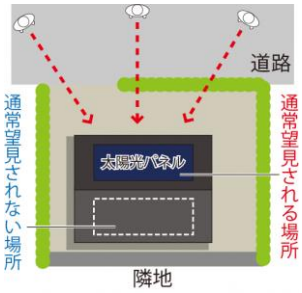

※ご注意ください！

現在、すでにある建物や駐車場をルールに合わせて、すぐに建て直したり作り直したりする必要はありません。**今後、建替えや増築などを行うときに守っていただくルールです。**

②町内住民の理解（周辺景観との調和）

下表に該当する一定規模以上の建築行為等を行う場合、周辺地域の景観との調和について「町内住民の理解」を得る必要があります。

※届出を行う日の３０日前までに、「町内住民協議相談書」と関係書類を市に提出し、事前相談を行う必要があります。

表2 「町内住民の理解」を得る必要がある行為

建築物 工作物	高さが 15m 以上または敷地面積が 1,000 ㎡以上のもの
開発行為	開発区域面積が 3,000 ㎡以上のもの
土地の形質の変更等	行為に係る面積が 1,000 ㎡以上のもの
樹木の伐採	樹高が 10m 以上のものの伐採

※ただし、「個人の専用住宅」・「非住居部分の床面積が 50 ㎡以下の個人の兼用住宅」の建築、外観の変更で過半未満のもの、高さが 20m 未満の電柱・電線等の設置を除きます。

7 運用の流れ

※凡例：行為者が行うこと　唐津市が行うこと

建物を建てたり、駐車場を整備したりする場合（届出対象行為に該当する場合）は、以下の流れに沿って計画を進めることになります。

1 計画立案

【町内住民の理解の手続き】

※景観法に基づく届出を行う30日前までに町内住民協議相談書及びその他図書等の提出が必要です。

町内住民協議の事前相談

町内住民協議報告書の提出

町内住民協議確認書の交付

2 事前相談

市窓口で事前相談
- 届出対象行為や景観形成のルールの確認
- 手続きの流れや提出書類の確認
- 補助金制度の事前相談

一定規模以上の建築行為等の場合

届出対象行為(P8 表1)に該当する場合

住民説明会の開催
P8 の表 2 に該当する場合は、住民説明会を開催し、町内住民の理解を得る

補助金を申込むには、推奨ルールへの取り組みが必要です。

【補助金申請の手続き】

※早めの事前相談をしていただくことで、補助金を受けられるか判断することができます。

補助金の申込み
（市の窓口で補助金の申込み書類の提出）

【補助金審査】
・審査会の開催
・審査結果の通知

補助金の交付申請
（市の窓口で補助金の交付申請書類の提出）

【補助金交付の決定通知】

着　工

補助事業完了実績報告書の提出

補助金の確定通知

補助金の請求（申請者→唐津市）

補助金の支払い（唐津市→申請者）

3 届出・申請　・景観法に基づく届出

（着工の 30 日前までに届出が必要です）

4 市の審査

景観形成のルールに適合しているか審査します

不適合

助言・指導　※必要に応じて

※罰則は適用される場合があります

勧　告
または
変更命令

従わない場合

公　表

罰　則

適合

計画変更

適合通知

5 建築確認申請　※小規模な行為等、不要な場合があります

6 着　工

7 完　了　・景観計画区域内行為完了届出書の提出
・補助事業の完了実績報告

8 景観を守る取組み

景観を守る取組み

景観形成基準（必ず守る基準）

地域の町並み全体の調和を図るために、主に**色に関する基準**を景観形成基準として定めています。城内地区で建築物や工作物の建築等の行為を行う場合に**必ず守っていただく基準（ルール）**です。

屋根の色	・屋根の色彩は落ち着いた色とし、彩度および明度の高い色は使用しないこととする。有彩色はマンセル値で彩度４以下、明度６以下とする。無彩色はN6.5以下とする。	**屋根の色は落ち着いた色を使ってください**
外壁の色	・外壁の色彩は落ち着いた色とし、マンセル値で彩度４以下とする。ただし、着色を施していない自然素材は除く。 ・外壁に使用する色数は可能な限り少なくし、３色程度を目安とする。複数の色を使用する場合は、色の三属性（色合い、明るさ、鮮やかさ）の対比が強くならないように努めること。	**外壁の色は落ち着いた色を使ってください**
設備の色	・太陽光パネルは、屋根の色彩に調和させ、彩度および明度の高い色は使用しないこととする。	**太陽光パネルの色は屋根に合わせた色を使ってください**

つまり、、、

上記の他にも景観形成基準があります。詳しくはｐ12へ。

町内住民の理解（周辺の景観との調和）

一定規模以上（ｐ８-表２参照）の建築行為等を行う場合、周辺地域の景観との調和について「町内住民の理解」を得る必要があります。

「町内住民の理解」とは、届出前に行為を行う町内の住民に対して行為者が説明会を開催し、周辺地域の景観との調和について、町内住民の理解を得ることです。説明会には、唐津市も同席し、協議の状況について確認を行います。

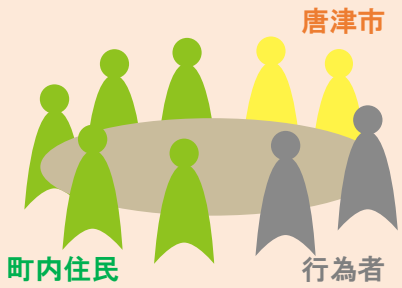

「町内住民の理解」を得る必要がある建築行為等の規模についてはｐ８へ。

用語の解説：「マンセル値」とは... ？

景観のルールのうち、色彩の基準は「マンセル値」と呼ばれる専門用語を使用します。

■「マンセル値」とは

色を数値化したもので、色相、明度、彩度の３つの項目で構成されます。それぞれの項目は、色の特徴の以下の内容を示します。

項目	特徴	例えば・・・
しきそう 色相	色の種類を表す	赤色、青色、黄色
めいど 明度	色の明るさを表す	暗い青、明るい青
さいど 彩度	色の鮮やかさを表す	落ち着いた緑、派手な緑

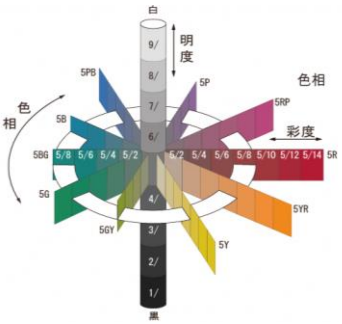

３つの項目を組み合わせて、数値化した場合は以下のように表現されます。

5YR 8 / 4

色相　明度　彩度

明度は数値が低いと暗い色になり、数値が高いと明るい色になります。

明度４

明度７

彩度は低いと、落ち着いた色になり、数値が高いと派手な色になります。

彩度２

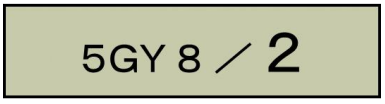

彩度 10

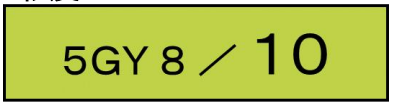

また、白、灰、黒の無彩色については、**N値**という数値で表します。

N0 黒　N1　N2　N3　N4　N5　N6　N6.5　N7　N8　N9　N10 白

N値が０に近づくと黒に近くなり、N値が 10 に近づくと白に近くなります。

（１）景観形成基準

景観形成基準は、城内地区において地域全体の町並みの調和を図るために、主に色に関する基準を定めています。

そのため、「景観を守る取組み」として、地区住民の皆様も事業者の皆様も必ず守っていただくルールとなります。

表3　城内地区の景観形成基準

	景観形成基準	解説ページ
屋根	・屋根の色彩は落ち着いた色とし、彩度および明度の高い色は使用しないこととする。有彩色はマンセル値で彩度４以下、明度６以下とする。無彩色はN6.5以下とする。	p13
外壁	・外壁の色彩は落ち着いた色とし、マンセル値で彩度４以下とする。ただし、着色を施していない自然素材は除く。 ・外壁に使用する色数は可能な限り少なくし、３色程度を目安とする。複数の色を使用する場合は、色の三属性（色合い、明るさ、鮮やかさ）の対比が強くならないように努めること。	p14 p15
設備（太陽光パネル）	・太陽光パネルは、屋根の色彩に調和させ、彩度および明度の高い色は使用しないこととする。	p16
自動販売機	・自動販売機の色彩は焦げ茶色（ダークブラウン）とする。	p16
鉄塔・電柱・街路灯柱・カーブミラー柱等	・鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等の工作物は、唐津城への眺望を阻害しないように配慮した設置箇所、高さとし、周辺の景観に配慮した形態意匠及び焦げ茶色（ダークブラウン）を基本とした色彩とする。	p17
開発行為	・開発後の土地の地形や地勢が、周辺の景観になじむように配慮する。 ・造成は必要最小限のものとし、既存の地形や地勢と著しく変更されるものでないこと。　等	p17
駐車場の整地など、土地の形質の変更等	・行為後の土地の地形や地勢が、周辺の景観になじむように配慮する。 ・造成は必要最小限のものとし、既存の地形や地勢と著しく変更されるものでないこと。　等	p18
屋外における物件の堆積	・堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。	p18

（２）景観形成基準の解説

①屋　根

基準	・屋根の色彩は落ち着いた色とし、彩度および明度の高い色は使用しないこととする。有彩色はマンセル値で彩度４以下、明度６以下とする。無彩色はN6.5以下とする。

景観形成基準の考え方

彩度および明度が高い色彩の屋根は、通りの和風な風情を損ねたり、唐津城からの眺望の中で著しく目立ってしまう可能性があります。城内地区全体の調和を図っていくために彩度と明度を抑え、有彩色はマンセル値で彩度４以下、明度６以下とし、無彩色はN6.5以下とします。

派手な色彩の屋根が乱立した場合の唐津城からの眺望のシミュレーション

■無彩色（白・灰色・黒）　使用可能な色彩

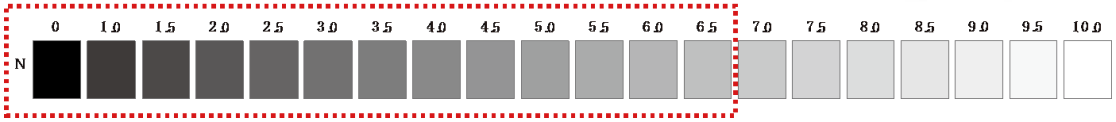

■有彩色（赤・青・緑など）の例 ※他の色相も使用出来ます

赤(R)系の色相

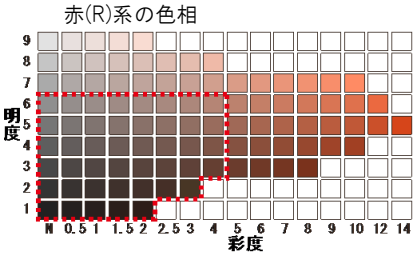

青(B)系の色相

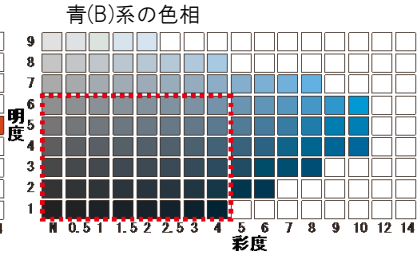

緑(G)系の色相

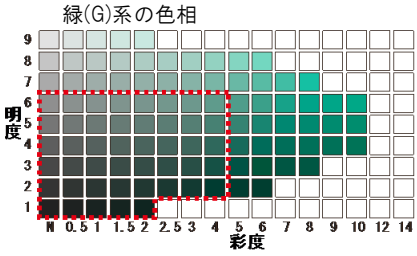

②外　壁

基準	・外壁の色彩は落ち着いた色とし、マンセル値で彩度４以下とする。ただし、着色を施していない自然素材は除く。 ・外壁に使用する色数は可能な限り少なくし、３色程度を目安とする。複数の色を使用する場合は、色の三属性（色合い、明るさ、鮮やかさ）の対比が強くならないように努めることとする。

景観形成基準の考え方

城内地区にある和風な風情が感じられる建物の多くは、木や漆喰などの自然素材が用いられており、落ち着いた色彩となっています。城内地区全体で落ち着いた風情の町並みを創出していくために、これらの色彩を見本にして、マンセル値で彩度４以下とします。

城内地区らしさが感じられる建物の多くは敷地から滲み出る緑と調和した落ち着いた色の外壁となっています。

■無彩色（白・灰色・黒）　　使用可能な色彩

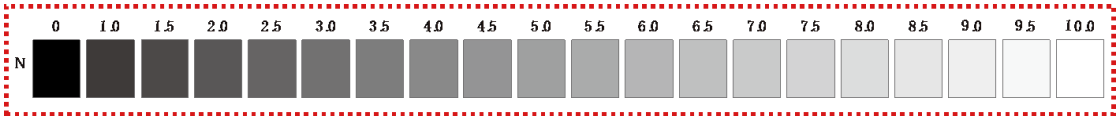

■有彩色（赤・青・緑など）の例 ※他の色相も使用出来ます

赤(R)系の色相

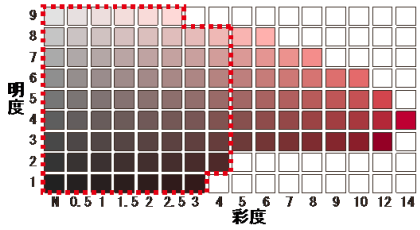

黄赤(YR)系の色相

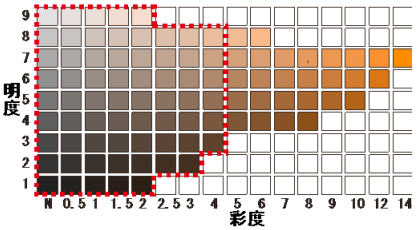

黄(Y)系の色相

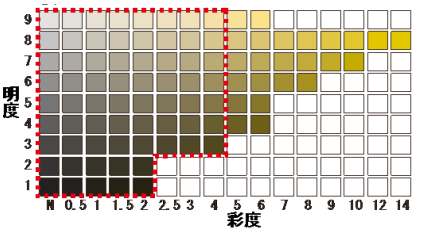

黄緑(GY)系の色相

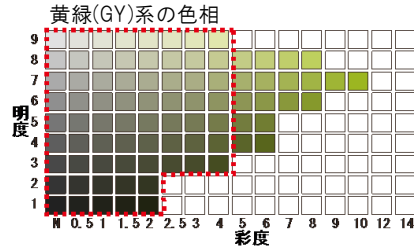

青(B)系の色相

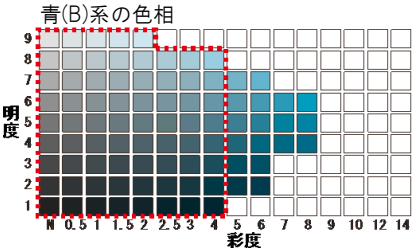

外壁の色彩の適用除外に該当する“着色を施していない自然素材”とは、木材や漆喰などで、着色をしていないもののことです。

また自然素材であっても、石材やレンガなど色彩の選択が可能な素材は、色彩の基準の範囲内となる色を使用してください。

弁柄や柿渋などの天然素材の顔料や塗料を使用する場合であっても、基準の範囲内となる色を使用してください。

天然素材顔料の弁柄

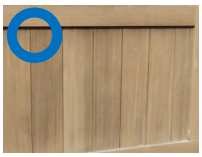
木　材

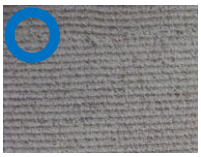
漆　喰

石やレンガを使用する場合は彩度４以下のものとし、また様々な色が一面に混在することは避けましょう。

コンビニエンスストアなどで企業の標準仕様がある場合であっても、可能な限り町並み全体の景観に配慮し地域の魅力の向上に資する色彩を採用するようにしましょう。

景観に配慮され茶系を基本とした外壁や、落ち着いた色合いの看板のコンビニエンスストア

看板を落ち着いた色合いにしているコンビニエンスストア

外壁を落ち着いた色にしたり、屋根を勾配のある瓦屋根にしたりして、景観に配慮されたコンビニエンスストア

また、使用する色彩の彩度を抑えても、一つの壁面に多くの色彩が配置されると、際立って目立つ可能性があります。壁面に使用する色の数は可能な限り少なくし、周辺景観との調和に努めましょう。

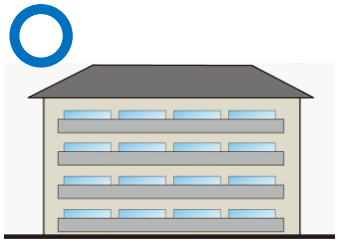
色数　2

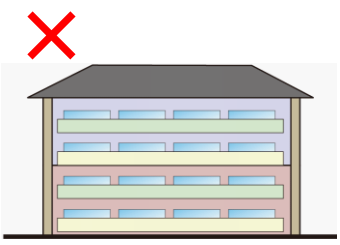
色数　5

一面の外壁に使用する色数は３色程度を目安としますが、色の三属性（色合い（色相）、明るさ（明度）、鮮やかさ（彩度））を考慮し、コントラストが高くなりすぎないように注意しましょう。

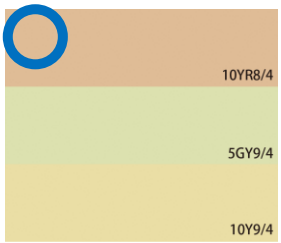

色の３属性を考慮し、全体的に落ち着きとまとまりのある配色。

各色の色相が大きく異なるため、コントラストが高く、全体的にまとまりのない配色。

③設　備

基準	・太陽光パネルは、屋根の色彩に調和させ、彩度および明度の高い色は使用しないこととする。

景観形成基準の考え方

城内地区は、地区全体で落ち着いた風情の町並みを創出するために屋根の色彩基準を定めています。このため、屋根面に設置する太陽光パネルは、屋根の色彩に調和させ、彩度および明度の高い色は使用しないこととします。

屋根の色彩と調和した太陽光パネル

④自動販売機

基準	・自動販売機の色彩は焦げ茶色（ダークブラウン）とする。

景観形成基準の考え方

自動販売機を設置する場合は、コーポレートカラーが強調されたものではなく、周辺の町並みと調和する焦げ茶色（ダークブラウン）の色彩のものとします。

また、可能な限り自動販売機を木製格子等で囲うなどして、より町並みとの調和が図れるように工夫しましょう。

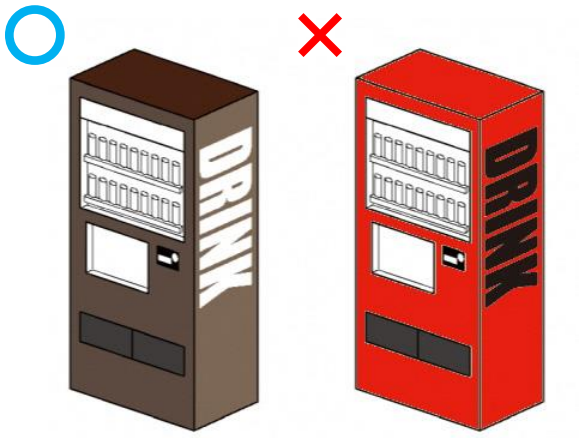

木製格子で囲われた自動販売機（他都市事例）

⑤鉄塔・電柱・街路灯柱・カーブミラー柱等

基準	・鉄塔、電柱、街路灯柱、カーブミラー柱等の工作物は、唐津城への眺望を阻害しないように配慮した設置箇所、高さとし、周辺の景観に配慮した形態意匠及び焦げ茶色（ダークブラウン）を基本とした色彩とする。

景観形成基準の考え方

城内地区の随所で唐津城を眺めることができます。電柱等の工作物の設置にあたっては、唐津城への眺望に配慮するとともに、周辺景観に影響を及ぼさないようにするために自己主張の小さい形態意匠や、また柱等の色彩は周辺の町並みとの調和に配慮し焦げ茶色（ダークブラウン）を基本とした色彩にしましょう。

電柱や標識、カーブミラーや街路灯等の柱の色彩は、周辺景観への影響を及ぼしにくい茶色としましょう。

⑥開発行為

基準	・開発後の土地の地形や地勢が、周辺の景観になじむように配慮する。 ・造成は必要最小限のものとし、既存の地形や地勢と著しく変更されるものでないこと。　等

景観形成基準の考え方

城内地区のゆとりがある敷地の空間構成は、唐津城築城当時より形成された本地区固有の区画・町割をかたちづくる重要な要素です。周囲の景観と不調和にならないようにしましょう。

また、造成等により擁壁や法面が生じる場合は、必要最小限の規模に留め、可能な限り周囲の景観に配慮したものとしましょう。

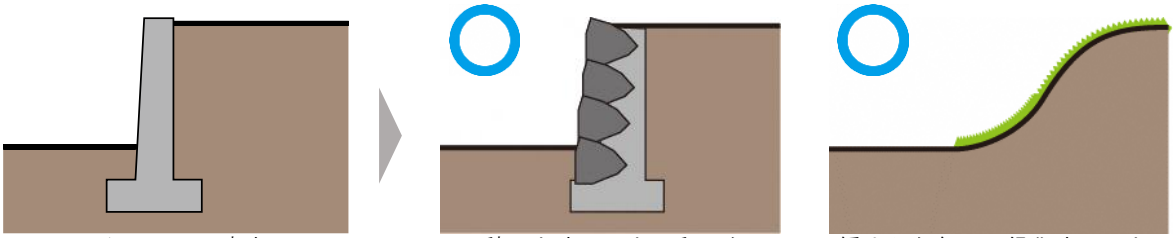

コンクリートの直立擁壁は避けましょう

石積みとすることで和風な風情に調和します

緩やかな勾配で緑化することで、圧迫感を軽減させます

⑦駐車場の整地など、土地の形質の変更等

基準	・行為後の土地の地形や地勢が、周辺の景観になじむように配慮する。 ・造成は必要最小限のものとし、既存の地形や地勢と著しく変更されるものでないこと。　等

景観形成基準の考え方

行為の前後により大きな景観の変化が予想されます。可能な限り必要最小限の行為とし、行為の前後での景観の変化を小さくするように努めましょう。

特に駐車場を整備するときなどは、通りの連続性を崩さないような整備を心がけましょう。

＜空き家などを取り壊して新たに駐車場とするような場合の例＞

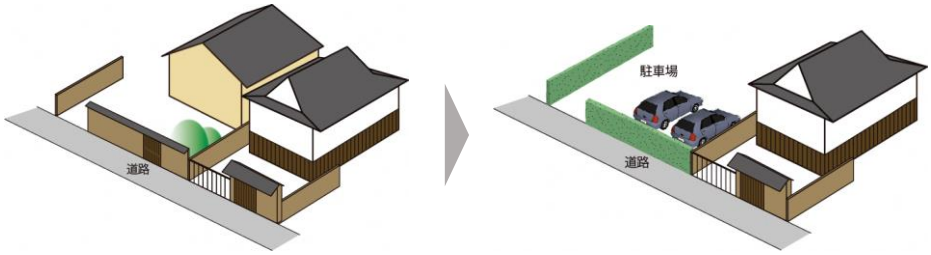

駐車場の間口に生垣を設置した事例

駐車場の間口に軒風のゲートを設置した事例（他都市事例）

⑧屋外における物件の堆積

基準	・堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫をする。

景観形成基準の考え方

本来町並みには存在しない堆積物は、町並みの景観に大きな影響を与えます。高さを抑えたり、堆積物の前面に遮断したりする仕掛けを設けることで、景観への影響を抑えていくこととします。

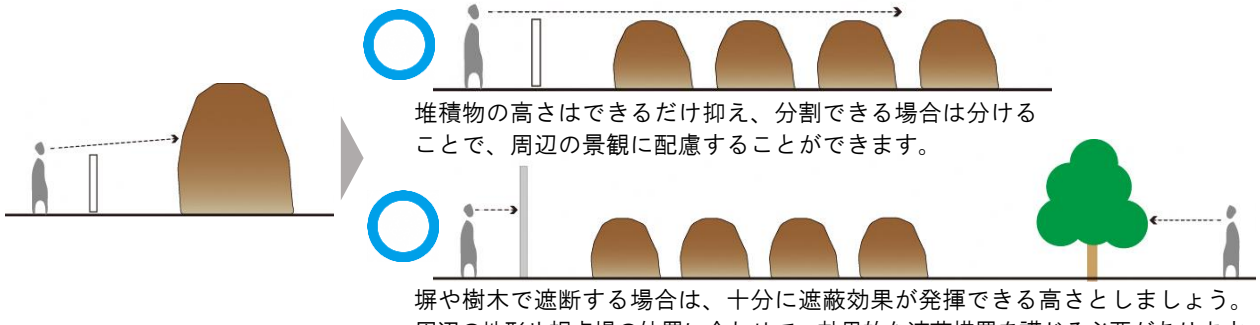

堆積物の高さはできるだけ抑え、分割できる場合は分けることで、周辺の景観に配慮することができます。

塀や樹木で遮断する場合は、十分に遮蔽効果が発揮できる高さとしましょう。
周辺の地形や視点場の位置に合わせて、効果的な遮蔽措置を講じる必要があります。

（３）町内住民の理解（周辺の景観との調和）の解説

城内地区では、現在も周辺の景観に配慮して建てられている建物が数多く見られます。高さの高い建物や敷地面積の広い建物などは周辺の町並み景観に大きな影響を与えるため、これらの建物を参考にして周辺の景観との調和を図った計画を行ってください。

なお、届出前に行為を行う町内の住民に対して説明会を開催し、周辺の景観との調和について町内住民の理解を得る必要があります。

「町内住民の理解」において、行為者が説明を行い、理解を必要とする対象の町内住民は、下表に示す通りです。

表4 「町内住民の理解」の説明会の対象となる町内住民

行為の種類	理解を必要とする町内住民
建築物・工作物 ・新築・新設、増築、改築若しくは移転 ・外観の過半を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	・届出に係る行為の場所の隣地境界線から 20m以内の土地の行政区の住民 ・建築物・工作物の最高高さと同等の距離の範囲内に存する土地の行政区の住民 ・その他市長が必要と認める者
開発行為	・届出に係る行為の場所の隣地境界線から 20m以内の土地の行政区の住民 ・その他市長が必要と認める者
土地の形質の変更	
木竹の伐採	

■「理解を必要とする町内住民」の解説

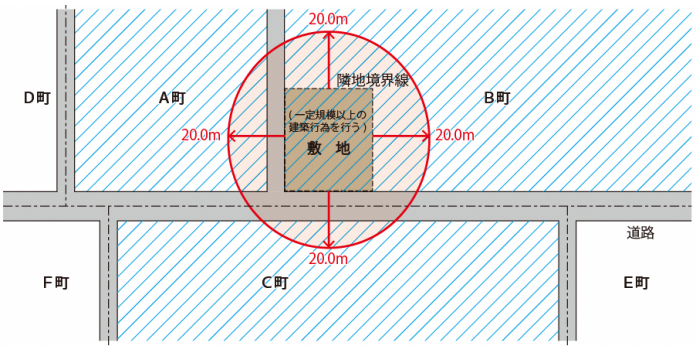

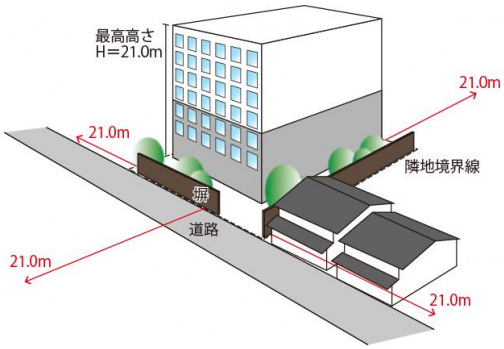

・上左図に示すような場所で行為を行う場合、「敷地境界から 20m以内の土地の行政区の住民」とは、A 町、B 町、C 町にお住いの方々が対象となります。

・建築物・工作物の高さが大きい場合、上右図に示すように、建築物・工作物の最高高さと同等の距離の範囲内にある土地の行政区にお住いの方々が対象となります。

※敷地境界から 20m以内（または建築物の最高高さと同等の距離の範囲内）にお住いの方だけが対象ではありません。

■「町内住民の理解」で必要な主な説明内容

・土地の利用計画　・予定建築物等の計画概要　・行為の概要
・施工のスケジュール　・周辺の景観との調和について配慮した事項　など

■周辺の景観に配慮されている大規模な建物の事例

事例1　曳山通りの銀行

近年建てられた建物だが、日本瓦を使った切妻屋根を基本とし、１階の軒を作り、曳山通りの町並み景観の特徴である町家の雰囲気が作り出されている。

駐車場を敷地奥に配置し、建物の１階軒や、前面道路との境界には笹や石を使った外構が施され、通りの連続性が保たれている。また、看板の高さや面積も抑えられ、周辺への景観配慮が感じられる。

事例2　城内地区のマンション

高度地区の特例認定を受けるため、周辺景観に配慮して計画された事例。

壁面後退、道路境界部分の植栽、色彩等で、ボリューム感や圧迫感の軽減に努められている。石垣や笹垣を使った外構により二の門堀等との連続性も図られている。

また、計画段階から唐津城からの眺望景観への影響も検討され、景観配慮の検討が重ねられている。

事例3　曳山通りの福祉施設

地域住民と事業者とで協議を重ね周辺景観に調和した計画に変更された事例。

昔は造り酒屋があった場所で、外壁に茶色を取り入れた色彩に計画変更し、通りの連続性を図るために外構はフェンスから白壁の土壁風に計画が変更された。

事例4　城内地区の小学校

城内地区の風情に相応しい外観とするため、4/10 の勾配屋根を多用し、建物低層部の外壁を、石張をイメージした濃いグレーのタイル張りとし、白と黒を基調とした色彩としている。道路境界は、土壁風の白壁とし、通りの連続性が保たれている。

校名板には唐津焼が使われ、地域素材の活用も図られている。

9 景観をつくり育てる取組み

景観をつくり育てる取組み

推奨基準

より良い景観をつくり、育てていくために必要な基準（ルール）を、推奨基準として定めています。推奨基準は必ず守っていただく基準（ルール）ではありませんが、**より良い景観をつくり育てる取組みに積極的に協力していただける方にお願いしたい基準（ルール）**となっています。

推奨基準の例

屋根	・切妻、寄棟、入母屋屋根（勾配 4/10～6/10）の屋根形状とする。 ・素材に日本瓦を使用する。
外壁	・素材に自然素材（木材、漆喰等）を使用する
外構（道路境界）	・現在の町並みの壁面線、軒線等と連続性を持たせるように門・塀・生垣を設置する。

上記の他にも推奨基準があります。詳しくはｐ22 へ。

助成支援

推奨基準のうち**費用負担の大きい行為に対して助成支援**を行い、理想的な町並みの形成を進めていきます。助成支援を受ける場合は助成基準（推奨ルール）を守り、行為者は**市へ事前相談・協議等**を行い、より良い景観にしていきます。

－助成支援の例－

日本瓦を使うとき

土塀や木塀を設置するとき

室外機の目隠しをするとき

生垣を設置するとき

助成支援に関する詳しい内容はｐ29 へ。

（１）推奨基準

城内地区の推奨基準を取り入れたイメージ

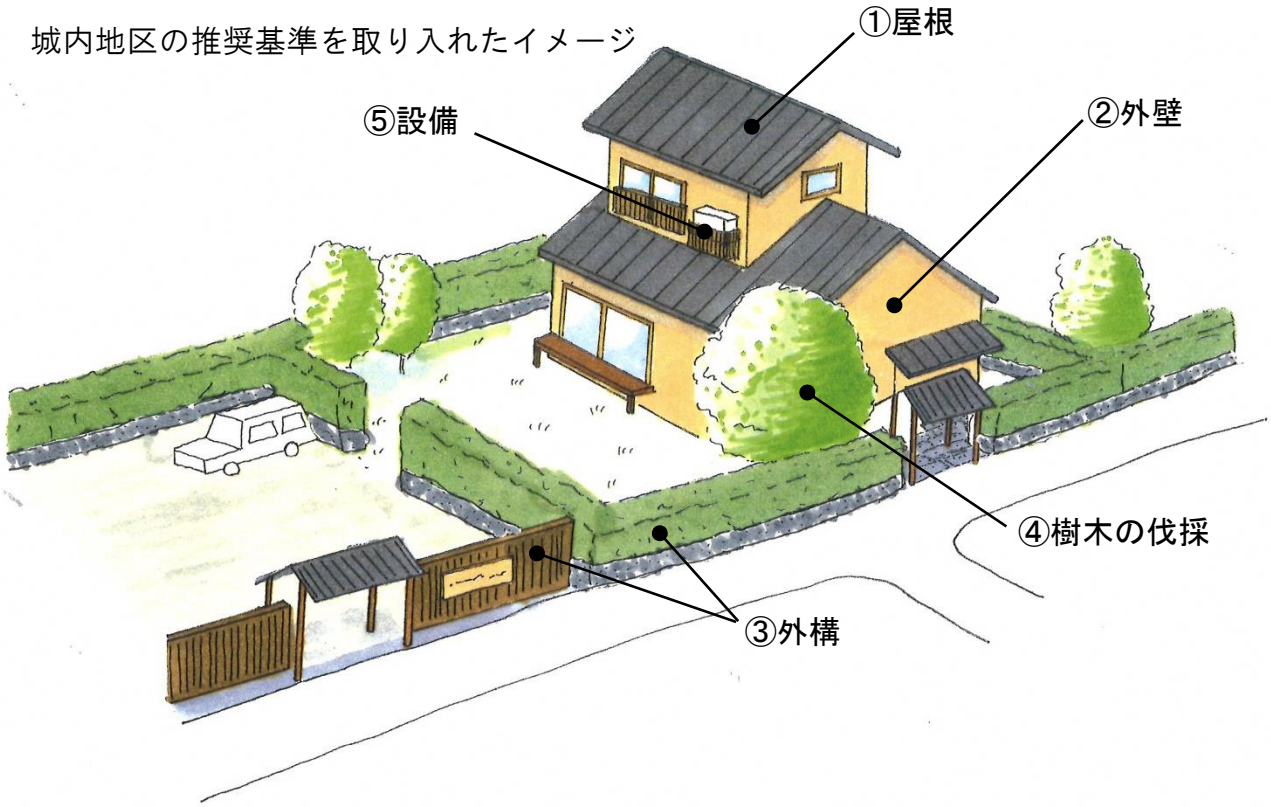

表5　城内地区の推奨基準

	推奨基準	解説ページ
形態・意匠	・周辺の歴史的建造物や町並みに調和するよう配慮する。	p 23
屋根 …①	・切妻、寄棟、入母屋屋根（勾配 4/10～6/10）の屋根形状とする。 ・素材に日本瓦を使用する。	p 24
外壁 …②	・素材に自然素材（木材・漆喰等）を使用する。 ・地元産の木材など、地産素材を積極的に活用する。	p 25
外構 …③ （道路境界 （門、塀、生垣、軒））	・やむを得ず、駐車スペースを建物の壁面を後退させて設ける場合や１階部分に設ける場合等には、道路に面した部分に門・塀・生垣等を設置し、現在の町並みの壁面線や生垣等と連続性を持たせるようにする。 ・門は、木製瓦屋根または石柱のものとする。 ・塀は、土塀、板塀、石垣のものとする。 ・生垣は、ヤダケ、ホウライチクを用いた笹垣を基本とする。	p 25 p 26
樹木の伐採 …④	・町内住民の理解において、地域の景観に重要な樹木と判断された場合は、樹木の保護に努める。	p 26
設備 …⑤	・室外機や屋上の設備機器などは、原則、通常望見できる部分に露出しないこととし、やむを得ない場合は、木製格子等、和風の囲いを設けるなどして目隠しするか、茶色等に着色し、町並みに調和するものとする。	p 27
夜間照明	・玄関灯など夜間の屋外照明は、照明の方法や光源の配置など工夫し、落ち着いた雰囲気を演出するよう配慮する。	p 27
その他の工作物（フェンス、シャッター、車庫等のゲート、店舗の庇、バス停など）	・前面道路から見えるフェンスなどの工作物は、周辺との調和を図り、色彩は原色を避け落ち着いた色彩を使用することとする。	p 28

（２）推奨基準の解説

①形態・意匠

基準	・周辺の歴史的建造物や町並みに調和するよう配慮する。

推奨基準の考え方

城内地区にある文化財や石垣などの建造物や遺構、歴史的価値のある建造物などに隣接する場合は、推奨ルールおよび助成支援制度を活用し、歴史的建造物等や町並みとの調和を図りましょう。

登録有形文化財（竹屋）

町家

石垣

○軒の連なりで調和を図る

○和風の佇まいとし調和を図る

○周辺と調和を図った意匠・色彩とする

○石積や生垣を設置して調和を図る

②屋　根

基準	・切妻、寄棟、入母屋屋根（勾配 4/10～6/10）の屋根形状とする。 ・素材に日本瓦を使用する。

推奨基準の考え方

城内地区において、より伝統的な和風な風情を醸し出すために、城内地区の伝統的な建物に見られる切妻、寄棟、入母屋屋根の勾配屋根（勾配 4/10～6/10）とすることを推奨します。また、屋根素材は日本瓦とすることを推奨します。

屋根の勾配は屋根に使う材料によって適切な角度（勾配）があり、日本瓦を使うときは一般的に 4/10～6/10 の勾配が適切な角度です。これを参考にして和風の風情を保つために、屋根の勾配は 4/10～6/10 を推奨基準とします。

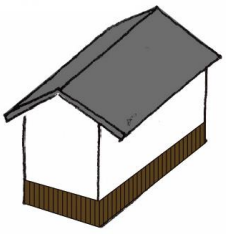

切妻屋根

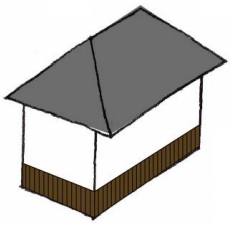

寄棟屋根

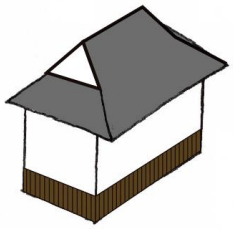

入母屋屋根

城内地区にある
入母屋で瓦屋根の建物

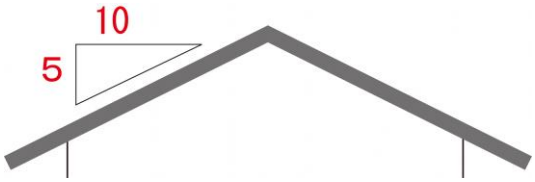

屋根勾配の数値基準考え方
（屋根勾配５／１０の場合）

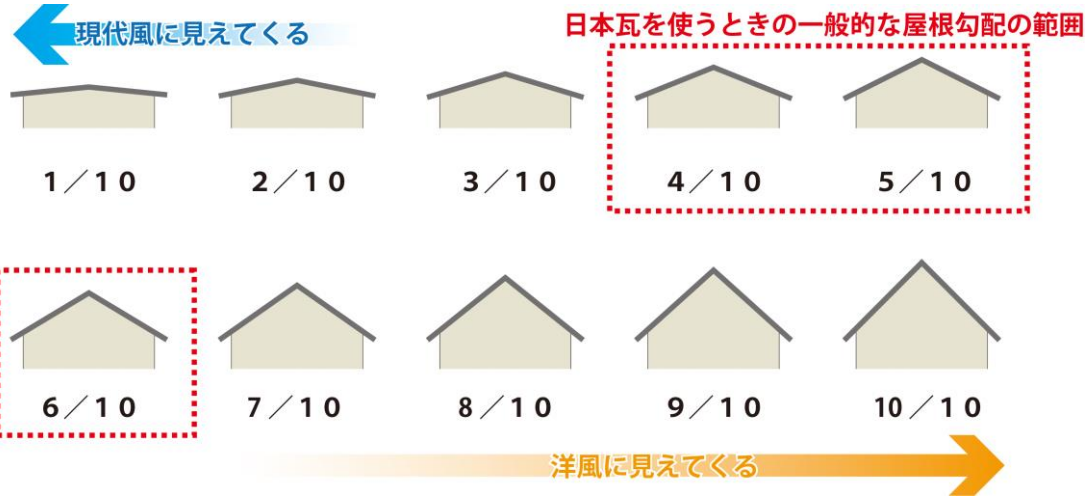

「日本瓦」とは、粘土を材料に作った焼き物の瓦ので、「Ｊ形・和形」という種類のものを指します。色は灰色または黒とします。

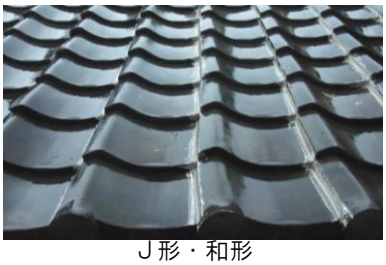

Ｊ形・和形

③外　壁

基準	・素材に自然素材（木材・漆喰等）を使用する。 ・地元産の木材など、地産素材を積極的に活用する。

推奨基準の考え方

城内地区にある和風な風情が感じられる建物の多くは、木や漆喰などの自然素材が用いられています。そこで、風情が感じられる建物とするために漆喰壁、板張りなど伝統的な素材や意匠を採り入れた外壁を推奨します。

自然素材の使用にあたっては、地元産の木材など、地産素材を積極的に活用しましょう。

木　材

木材（焼杉）

漆喰（砂）

珪藻土

④外　構（道路境界）

基準	・やむを得ず、駐車スペースを建物の壁面を後退させて設ける場合や１階部分に設ける場合等には、道路に面した部分に門・塀・生垣等を設置し、現在の町並みの壁面線や生垣等と連続性を持たせるように門･塀、生垣を設置する。 ・門は、木製瓦屋根または石柱のものとする。 ・塀は、土塀、板塀、石垣のものとする。 ・生垣は、ヤダケ、ホウライチクを用いた笹垣を基本とする。

推奨基準の考え方

歴史的な区画・町割が顕著に残る城内地区では、城下町固有の風情を保っていくために個々の敷地の道路境界の設えは特に重要です。現在の町並みと連続性を持たせるように門・塀・生垣を設置し、それらは可能な限り地区内に現存するものにならうように設置しましょう。

門・塀や緑地・生垣が連なり、通りの連続性が図られています。

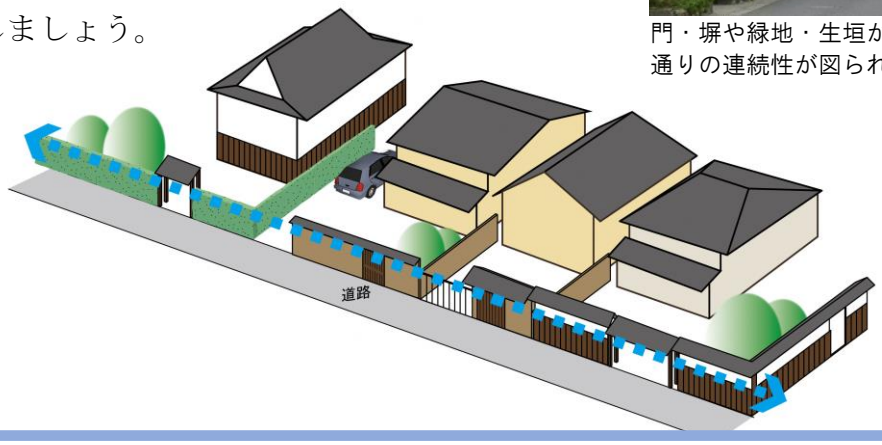

【門を設置する場合】

・現存する以下のような門にならい、木製瓦屋根または石柱としましょう。

木製瓦屋根の門

石柱の門

木製瓦屋根

【塀を設置する場合】

・現存する以下のような歴史的な塀にならい、土塀、板塀、石垣としましょう。

土　塀

板　塀

石　垣

【生垣を設置する場合】

・現存する以下のような笹垣（ヤダケ、ホウライチク）としましょう。

笹　垣

ヤダケ

⑤樹木の伐採

基準	・町内住民の理解において、地域の景観に重要な樹木と判断された場合は、樹木の保護に努める。

推奨基準の考え方

城内地区には古くから残る樹木が数多く残っていますが、開発や所有者の意向により失われてしまう可能性があります。樹高 10m以上の樹木は、町内住民の理解で地域にとって重要な樹木と判断された場合、その樹木の保護に努めましょう。

⑥設　備

基準	・室外機や屋上の設備機器などは、原則、通常望見できる部分に露出しないこととし、やむを得ない場合は、木製格子等、和風の囲いを設けるなどして目隠しするか、茶色等に着色し、町並みに調和するものとする。

推奨基準の考え方

室外機の持つ人工物の印象は、和風な風情を感じさせる町並みに影響を及ぼします。まずは、室外機の配置を工夫し、周辺から見えない位置に設置するようにしましょう。やむを得ず、通常望見できる場所に設置せざるを得ない場合は、室外機を木製格子や植栽で隠し、目立たなくさせましょう。

屋上や屋根の上などに設置する室外機等も同様です。

建物の外観と調和を図った室外機の収納ケース

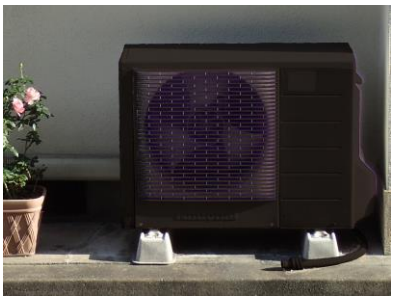

茶色に着色して目立たせない

屋根の上にある室外機も茶色に着色して目立たせない

⑦夜間照明

基準	・玄関灯など夜間の屋外照明は、照明の方法や光源の配置など工夫し、落ち着いた雰囲気を演出するよう配慮する。

推奨基準の考え方

夜間の屋外照明は、ネオンサインや派手な色の光源を使用しないようにしましょう。ただし、一時的な利用のイルミネーションはこの限りではありません。

⑧その他の工作物
（フェンス、シャッター、車庫等のゲート、店舗の庇、バス停、玄関アプローチの舗装など）

基準	・通りから見えるフェンスなどの工作物は、周辺との調和を図り、色彩は原色を避け落ち着いた色彩を使用することとする。

推奨基準の考え方

通りから見えるフェンスやシャッター、車庫のゲート、店舗の庇（日除けテント等）などの工作物は、町並みの景観を構成する重要な要素です。

周辺の景観との調和を図り、原色を避け落ち着いた色彩を使用しましょう。

○落ち着いた色彩の店舗のシャッター

○焦げ茶色の勝手口

○焦げ茶色のフェンス

○グレーの日除けテント

○落ち着いた色彩のゲート

○周辺の景観に配慮された
自然石の玄関アプローチ

10 助成基準

景観をつくり育てる取り組みとして、理想的な町並みの形成を進めるために、費用負担の大きい行為に対して助成支援を行います。

各項目の助成基準を満たして建物や工作物などを設置するときは、その費用を一部助成します。それぞれの助成基準や補助率等は下記に示す通りです。

表6 城内地区の助成基準

項目	助成基準	補助率	補助限度額	一敷地内限度額
屋根	**全面** ・切妻、寄棟、入母屋屋根（勾配 4/10～6/10）で日本瓦を使用する。	1／2	100 万円	200 万円
外壁	**公道から見える面** ・素材に自然素材（木材・漆くい等）を使用する。	1／2	50 万円	
設備	**公道から見える面** ・公道から見える室外機や設備機器等は、木製格子等、和風の囲いを設けるなどして目隠しするか、茶色等に着色し、まちなみに調和するものとする。	1／2	10 万円	
外構（門、塀、生垣、軒）	**公道に面する部分** ・現在のまちなみの壁面線や生垣等と連続性を持たせるものとする。 ・門は、木製瓦屋根又は石柱のものとする。 ・塀は、土塀、板塀、石垣のものとする。 ・生垣は、相互に葉が触れ合う程度に列植するものとし、城内地区においては笹垣を基本とする。	1／2	【門】 100 万円 【塀】 100 万円 【生垣】 30 万円	

（※助成基準は平成 29 年度のものです。補助率、補助限度額等は変更になる場合があります。）

※公道に面した笹垣の維持、城内地区・曳山通り内の一団の土地の区域内を対象とした自主的な景観のルールづくりについても助成支援を行います。詳しくはお問い合わせください。

11 看板の景観配慮に関する事項

（１）看板の景観配慮の考え方

看板は町並みの景観に大きな影響を与えます。城内地区で看板を設置する場合は、次に示す考え方を重視し、地域の魅力的な景観の向上に努めましょう。

基本的な考え方

・城内地区らしい歴史や格式、落ち着きを感じさせることを基本とし、主張しない看板のデザインとしましょう。

石柱の門に看板の機能を持たせたデザイン

デザインのポイント

①素材

・素朴な風情を感じさせることを基本とし、木や石等の自然素材、またはそれをイメージさせる素材を使用しましょう。また、エイジング（経年変化）により味が出てくる素材を使用しましょう。

木材のエイジング（経年変化）により味が出てきた立て看板

和紙をイメージさせる素材を使用している看板

②色

・建物の壁面や周囲の緑などとの調和を図り、落ち着いた色を使用しましょう。

壁面の色に配慮された透明の看板

③位置

・歩行者の目線より下の位置に設置しましょう。

・建物の壁面や看板の版面に可能な限り余白を持たせるようにしましょう。

④文字

・お店の個性が感じられる書体を使用し、可能な限り細い書体を使用しましょう。

歩行者目線に設置され、お店の個性が感じられる書体や余白が十分に確保されている看板

（２）今後の方針

城内地区では、地域の景観の取組みとしてファサード（道路に面する建物の前面）整備や景観協定などに取り組み、景観に配慮した看板を設置している地域があります。今後、唐津市では、そのような地域の取組みに対して支援を行うとともに、町単位の景観協定での運用や佐賀県屋外広告物条例の特例地区の指定に向けた検討などに取り組んでいくこととします。

12 歴史的・文化的景観資源等の保存・活用に関する事項

（１）歴史的・文化的景観資源等の保存・活用について

良好な景観形成の拠り所となる歴史的・文化的景観資源等は、各種制度を利用して積極的な保存・活用に努めましょう。

城内地区・曳山通りには、武家屋敷風の住宅・町家形式の住宅・石垣・笹垣・古くから残る大木など、地域の景観を象徴し良好な景観形成のよりどころとなる、歴史的・文化的価値のある資源が数多く残っています。これらを保存していくために、登録文化財・佐賀県遺産・景観重要建造物などの各種制度を積極的に活用し、地域の景観に重要な歴史的建造物等を保存していくとともに、地域に残る歴史や文化を後世へ継承していきましょう。

また、歴史的建造物等を活用することは、地域の魅力や文化などのＰＲにもなり地域の活性化に繋がります。市や市民団体では、町歩きイベントや空き家バンク制度など、歴史的建造物等の活用に取り組んでいます。こういった取り組みへの参加や制度などを使い、建造物等の活用に取り組んでいきましょう。

（２）建造物等の保存に向けた景観に関する各種制度の紹介

登録有形文化財	原則として建設後 50 年を経過したもののうち、①国土の歴史的景観に寄与しているもの　②造形の規範となっているもの　③再現することが容易でないものを、文化庁が登録するものです。
22 世紀に残す佐賀県遺産	文化的に高い価値を有する建造物または景観上重要な建造物で、保存や活用に取り組まれている建造物等を、佐賀県知事が認定する佐賀県独自の制度です。
景観重要建造物	外観に地域の自然・歴史・文化の特徴を持ち、地域の個性ある景観づくりの核となる建造物を、景観行政団体の長である市長が指定するものです。
景観重要樹木	樹容に地域の自然・歴史・文化等の特徴を有し、道路等から容易に見ることができる地域の景観上重要な樹木を、景観行政団体の長である市長が指定するものです。

唐津市景観計画

■景観重要建造物の指定の方針

道路その他公共の場所から容易に見ることのできる建造物のうち、次のいずれかに該当するものを、所有者等の意見を聴いて指定する。

〇歴史や文化、生活等を象徴し、地域の重要な景観要素となるもの
〇優れたデザインや地域の伝統的な様式・技法・素材等を継承し、良好な景観の形成を促すもの
◯地域のシンボルやランドマークとなっているもの
〇市民に親しまれ、積極的な保存・整備・活用が望まれるもの
※適用除外：国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物

■景観重要樹木の指定方針

道路その他公共の場所から容易に見ることのできる樹木のうち、次のいずれかに該当するものを、所有者等の意見を聴いて指定する。

〇樹齢や樹容等から、地域の重要な景観要素となっているもの
〇市民に親しまれ、積極的な保存・整備・活用が望まれるもの
※適用除外：特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物

城内地区景観形成ガイドライン

発行日：平成30年3月
発　行：唐津市役所　都市整備部　まちづくり課　計画景観係
〒847-8511　佐賀県唐津市西城内1番1号
TEL：0955-72-9135　　FAX：0955-72-9179